

第6回市議会報告会&意見交換会 質問と回答

目次	I. 市議会報告会について	P 1
	II. 広報広聴について	P 4
	III. 議員と議会について	P 5
	IV. 委員会について	
	IV-① 総務市民文教委員会	P 8
	IV-② 環境福祉経済委員会	P 9
	V 行政について・・・担当委員会において回答を作成	
	V-① 総務関係	P 11
	V-② 企画関係	P 13
	V-③ 市民関係	P 15
	V-④ 教育関係	P 16
	V-⑤ 環境関係	P 19
	V-⑥ 福祉保健関係	P 20
	V-⑦ 建設関係	P 21
	V-⑧ 経済関係	P 23
	V-⑨ 水道関係	P 29
	V-⑩ 病院関係	P 29

※市民の皆様からのご意見やご質問については、事前に提出されたご提案、会場でのご発言、アンケートの記述について掲載しております。

なお、分かりやすい表現となりますよう、長文や難語等については市議会広報広聴委員会において編集のうえ掲載しております。

I. 市議会報告会について

- 発表の時間帯 18:30~20:30 をもっと昼間にしては（土日も含めて）（アンケート）
- たびたびやってほしい。（アンケート）
- 大和地区の報告会は全体1ヶ所で行ってほしい。（アンケート）
- 資料を現場で受け取るだけでなく、事前に公民館等に掲示をできないでしょうか。（アンケート）
- 出席者が思ったより少なかった。事前に参加するよう電話する。（アンケート）
- 夏場の報告会はノーネクタイで良いのではないか。（アンケート）
- 具体的・箇条的に（アンケート）

→現在、市議会報告会の開催は、年2回、市民ホールや各地区の公民館を使用し、平日や休日の午前、午後、夕刻の時間帯と、多様な開催に努めています。今後も、より多くの市民の皆さんが参加しやすい市議会報告会となるよう、頂いたご意見等を踏まえ検討実施していきます。

- 議員の報告は簡潔にして棒読みは不可。ダラダラする。（アンケート）
- 説明の口調が速すぎる。（アンケート）
- 専門的すぎて内容が理解しにくい。平均的な者でも理解出来るレベルには出来ないでしょうか？（アンケート）
- 高齢者には理解しにくい。もう少し分かり易く説明してほしい。（アンケート）
- もっと分かりやすく説明や回答をしてほしい。（アンケート）
- 持ち時間があつたにかかわらず質問・回答の時間が長い方があつたが、最後には何を言いたいのか分からなくなっている。（アンケート）
- 意見を言ったので良くなった場合があれば報告をしてほしい。（アンケート）

→いただいたご意見等を踏まえ、よりわかり易い議会報告会となるよう取り組みます。

- 一人ずつに対する時間（進行等）を均等にしてほしい。（アンケート）
- 質問の時間を決められた点は良かった。もう少し時間を長くしたら良いのでは。（アンケート）
- 地域の提案者の発言は出来るだけ長時間発表させてあげたい。（アンケート）
- 女性からの意見が無かった。いろんな年代、性別の人が参加して発表できる場を提案してほしい。（アンケート）
- 発表するタイミングを待っていたのですが、「次のお一人で終わります」と言って頂けるとありがたかったです。（アンケート）
- 勝手な言動をする市民がいた。（アンケート）
- 一人の独善的な意見があり不愉快となった。このような傾向だとだんだん参加者が減ると思われる。（アンケート）

○雨の中お疲れ様でした。以前、新聞社の社長様が意見を述べておられましたが、あのような事は断るべきです。取材は大いに結構であるが、市民の発言の機会を新聞社社長が横取りしてはならない。言いたい事は社説で述べるべきである。(アンケート)

→意見交換については、出来るだけ多くの皆さんに発言いただくため、会場での発表時間はお一人3分としています。市民の皆様の意見要望の集約については、事前の提案や会場での発言、アンケートなどを取りまとめて実施しています。今後とも、円滑な進行が図れるよう改善に取り組んでまいります。

○いつもいろんな意見が聞けて有意義な時間となっています。これからもぜひ続けていってください。ありがとうございました。(アンケート)

○出席者の意見を十分聞いてもらえたと思う、次は実行を希望。(アンケート)

○市政について参考になりました。一市民として勉強になりました。(アンケート)

○嵐・台風の中、貴重なご意見を聞く事ができ、ありがとうございました。(アンケート)

○大きな問題ばかりで参考になりました。(アンケート)

○光市の議会報告会がどのように行われているのに関心があり参加させていただきました。市民から積極的な意見が出され大変いいサイクルが出来ていると思います。(アンケート)

○上から目線でない運営で good! (アンケート)

→ありがとうございます。引き続き、市議会報告会の充実に努めてまいります。

○会場での館長あいさつの位置づけ、必要性、挨拶の内容はどうか? 対策は? マニュアルがほしい。(アンケート)

→開催会場における地域と議会の一体感の醸成を図ることなどを目的に、今回公民館長さんに初めて挨拶をお願いしました。ご指摘の事項については、今後、検討を行い対応していきます。

○これからは必ず市長が出席できるようお願いしたい。(アンケート)

→二代表制をとる地方議会では、執行機関である市長と議決機関である議会という仕組みがとられています。光市議会では、市議会が市民の皆さんへ報告するとともに、市民の民さんの意見を伺うことを目的に、議員による運営により「市議会報告会&意見交換会」を行っています。

○色々な市民からの意見提言などに対して、個人の議員の対応ではなく、議会として対応する仕組みはできないのか。(室積)

→市議会報告会で市民の皆さんからいただいた意見要望については、関係する常任委員会で協議し、執行部の見解を質す等により、市政に反映させていただきます。

- 参考になりました。ありがとうございました。議員さんがどういう立場で、どこまで話すのかというのはむしろかしそうですね。(アンケート)
- 難しい事でしょうが、市議個人の意見も聞きたい。(アンケート)
- 議員個人の意見が聞きたい！このままでは常に不完全燃焼であり、ガスがたまる。(アンケート)

→市議会報告会は、個々の議員の意見を表明する場ではなく、市議会全体の報告・意見交換の場として実施しています。今後、議会基本条例の制定に向けた議論の中で、市議会報告会とは別形態の会議についても検討します。

- 本市議会報告会で出た意見について、ホームページ以外の公開方法は何か。(東荷)

→市議会報告会でいただいた意見要望とその回答については、ホームページで公開するとともに、次回の議会報告会の会場で配布しております。
また、執行部に対し常任委員会で質問した内容については、委員会の議事録としても光市議会ホームページに掲載されています。

- 原発請願意見や議会運営に対する意見は難しかった。市民の生活へどう直接的につなげるのか。(アンケート)

→市議会報告会で取り上げたテーマについては、市民の皆さんへのフィードバックに努めてまいります。

Ⅱ. 広報広聴について

- 県内で議会広報誌を発行していないのは光市だけである。発行しない理由はなにか。(塩田)

- 山口市の議会報告(市議会報)を参考にしてください。分かりやすく、議案・報告もインターネットやホームページを見なくても市民に理解できるように記載している。(アンケート)

→光市議会では、平成20年8月まで議会開催に合わせて、議案審議の結果や一般質問等を中心に議会報を発行していましたが、紙媒体以外での情報提供ツールが拡大する中で、その発行を休止し、今日に至っています。

現在、光市議会では、ホームページによる議案審議結果の紹介や本会議・委員会の議事録の掲載、ケーブルテレビにより一般質問を放送しています。さらに年2回開催している市議会報告会では、議会の取り組みを報告し、直接、

市民の皆さんと意見交換を行うなど、多方面のツールを活用した効率的な情報発信に努めています。

また平成25年度には、山口県内の全市議会の議会報を調査しております。現在は議会基本条例の検討中であり、この中で議会報について議論していくこととなります。引き続き、他市等での取り組みも、参考に情報発信の充実に取り組みます。

Ⅲ. 議員と議会について

- 議員活動については、支持者の声のみではなく、しっかり地域を回っていただくことで市民の目に見える活動をしていただきたい。また、地域を回ることによって地域住民の意見をしっかり聞いて市政に反映していただきたい。(東荷)
- 全く官僚のいいなりになっている感じの回答ではなほだ不満である。あまり頼りになる議員が少ないです。あまり物事を考えずに決めているのが明確である。もう少し己の考えをもっている者が議員になるべきである。(アンケート)

○議会の活性化を望む。(アンケート)

→議員の活動や意見反映方法については、個々の議員に考え方があり取り組んでいるところです。光市議会としては、市議会報告会&意見交換会を開催し、より多くの市民意見が反映され、議会が活性化するよう取り組んでいきます。

○議員数の増減を考えてください。(アンケート)

→光市議会の議員定数については、平成16年の合併当初24人であった定数を合併協議会の協定書により平成20年には22人としました。また議員提案議案による4名削減を賛成多数で可決し、平成24年には18人としております。今後とも求められる議会構成を考えながら、必要な議論を行っていきます。

○市議会の会派が多いがどうなっているのか。(島田)

○いろいろな名前の会派があるが、何がどう違うのか。(島田)

→光市議会の会派は、所属議員2人以上で組織する団体であり、議員は原則として会派に所属するものとされています。会派の結成や命名については、各会派で取り決めたいえ会派結成届を提出することになっておりますが、名称についての取り決めや制約はありません。

○政務活動費の公開についてこれからの課題となっているが、すぐにやる予定はないのか。(塩田)

○政務活動費について、光市の両県会議員の新聞報道があったが、どうなっているのか。(島田)

→政務活動費については、各会派毎の費目と支出額をホームページで公開しております。視察の報告書や各種の領収書については、議会事務局に資料が保管されており、情報公開条例の手続きをとれば閲覧することが可能です。現在、議会基本条例の制定に向けて議論を行っており、その中で政務活動費の公開についても検討される予定です。なお、山口県議会に関することは、これを答える立場にありません。

○視察報告について、行ったことと見たことしか報告がない。何のために行ったのか、どういうふうにかかすのか報告が欲しい。視察については課題・成果・取り組みについての報告がほしい。(島田)

→委員会の視察については、目的や課題を明確化した上で視察調査を行い、各委員の所感を含めた視察報告書を作成して議長へ報告しております。視察報告書は市議会ホームページにおいて公開しております。
また年2回開催しております市議会報告会において、視察内容を取り纏めて報告しております。なお、視察結果の反映については、委員会での議論や議会質問を通じて市政へ反映させていきます。

○市議会では、一同礼をしているか？(島田)

○議会での互礼をしない、各会派の理由を聞きたい。(アンケート)

→市議会における礼については、議長や委員長が挨拶を行い、議員や執行部もその挨拶に答えるスタイルでこれまで実施してきております。第4回と第5回の市議会報告会で互礼についての提言がありましたことから、会派代表者会議や議会運営委員会で2度にわたり市議会でも検討を行いましたが、全会派の一致をみなかったため、現行のスタイルを継続していきます。礼のあり方は形ではなく心のありようと考え、礼を重んじて取り組んでおります。

○請願に関する市議会の申し合わせ事項では、「紹介議員は光市の権限内の事項について紹介する。権限外とは国会・外交レベル」とある。これでは紹介議員になれないので請願ができないことになる。請願権は憲法16条で国民に保障されており、それを制約することになる。この申し合わせ事項を廃止してほしい。(島田・事前提案)

○上関原発について光市は上関から27km以内に入るので請願の審査権がないとはいえない。(島田)

→地方自治法第124条に規定されている請願については、請願法や施行規則などの関係法令が整備されていないため、過去の判例や行政実例を参考にしながら、市議会の申し合わせで定め運営されています。市議会の権限内かどうかについて光市議会では、外交レベル国会レベルは市議会の権限外であるという考え方をとっております。一方で地方自治法第99条により市議会は

意見書を出す権限があるので、請願の受理や審議は幅広くできるという考えもあります。

光市議会では議会基本条例の制定に向けて取り組むことを確認しており、請願についても市民の意見を反映する観点から検討していきます。

○請願の審議に当たって「請願者は質問にのみ答えてください」と委員長から言われた。質問に反問はできなかった。請願者に反問権を認めてほしい。(島田・事前提案)

→通常の反問権は、議員の質問に対して、答弁を行う執行部がその質問の根拠や整合性について反問を行うものです。光市議会においては現在のところ、執行部の反問権を認めておりません。全国的にみると議会基本条例を制定し、条例の中で執行部の反問を認めている自治体も増加しております。今後の議会基本条例の内容の検討において、反問権の導入について議論することとなります。

これに対して、請願者の反問権については、位置づけが少々異なります。光市議会委員会条例第29条で請願者が参考人として市議会へ出席することを認めていますが、同条例の第26条ではその意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない、第27条では委員に対して質疑をすることはできない、と明確に反問権を否定しています。これは請願審査にあたりよりよい審査ができるための参考として聞くわけで、委員と参考人との討論会にならないようにするためのもので、全国の市議会でも概ね同様の取り扱いとなっております。なお、委員の質疑内容を明確にしようとして請願者が確認することは禁止しておりません。

○集団的自衛権行使容認について、市議会が反対決議をすることを要望する。(三島・事前提案)

→決議について、光市議会では全会派一致で賛同を得ることとしています。国に対して意見書を出す場合も同様です。このため、決議や意見書の可決を求める場合は、まずはその意志をもった議員が議案として議会に提出する必要があります。お尋ねの集団的自衛権の容認に対する反対決議(又は意見書)について、現在のところその動きはありません。

なお、市民の皆様が市議会に対して、決議や意見書の提出を求める陳情を行うことは可能です。陳情の方法については、光市議会のホームページに記載しているほか、市議会事務局でもご説明できますので、必要がありましたらご相談ください。

IV. 委員会について

III-① 総務市民文教委員会

○前回の市議会報告会で国民健康保険への法定外繰入を提案したところ「検討してみたい」との回答があったと記憶しているが、光市議会のホームページではそのような言葉にはなっていない。報告会で答えた事とホームページで書かれたことが合致していないと、どんな質問をしても意味がないと思う。
(島田)

→市議会報告会の回答作成にあたっては、報告会の後に要点をまとめたうえで、回答を作成しています。

前回の市議会報告会では「国民健康保険の法定外繰入の制度を取り入れるべき」との提言を頂きまして、それに対し「税の公平性の観点より慎重に取り組むべきと認識している」と返答しました。ホームページには発言内容と違うものは掲載していないと理解しております。尚、今後は回答の作成にあたっては、これまで以上に慎重に取り組みます。

○平成 23 年に光市議会で可決した上関原発建設計画の凍結を求める意見書について、県のどこにありどうなっているのか。(三島)

○光市議会が出した意見書は県庁のどこかに眠っている。光市議会は 3 年に 1 度ぐらいつついてみる必要があると思う。(島田)

○3 年前に凍結を求める意見書を提出していることをあげられているが、県に提出した意見書は県から国に要望されているか、光市議会は確認しているのか。(室積)

→平成 23 年 6 月 30 日に光市議会が全会一致で可決した山口県知事宛ての「上関原子力発電所建設計画に関する意見書」についてです。

意見書については、担当課である山口県商政課にて受付をした後、知事へ報告されました。県内の各市議会においても原発に関係する意見書の可決と知事への送付が相次ぐ中、平成 23 年 7 月 12 日に全国知事会において「原子力行政に対する国への緊急提言」をとりまとめ、徹底した調査と検証や安全対策の総点検等を国へ要望した、との報告を県より受けております。

光市議会で可決した意見書については、関係行政庁に対する当該議会の意思であることから、これを否定する意見書を可決するまで当市議会の意思として存続すると認識しています。

○選挙前の地方紙のアンケートでは多くの議員が上関原発建設計画について反対を表明しているのに、なぜ平成 26 年の請願に反対なのか。(三島)

→光市議会では、平成23年6月に全会派一致で上関原発の建設凍結を求める意見書を可決し、山口県知事へ送付しております。その内容は、原子力発電所から出る放射性廃棄物等の処理方法を確立するとともに、原子力発電所の安全基準の見直しを求めること、立地市町村だけでなく原子力災害のリスクを抱える周辺市町村の合意をもって計画を遂行するよう改め、それを法令等に明記すること、原子力発電にかわる新エネルギーの開発を推進する施策を策定するよう求めること、以上の改善が全面的に図られるまでの間、上関原子力発電所建設計画の凍結を求める、となっております。

このたびの請願は、上関原発建設計画の中止と原発ゼロの日本の早期実現を目指す請願であり、光市議会が可決した意見書とは大きく内容に差異があります。異なる請願内容を採用した場合、前回の意見書に対する光市議会の意志、総意を否定することになりかねません。また、本請願について、願意に沿い得る処理権能が当光市議会に存在するとは考えがたいところです。

Ⅲ－②環境福祉経済委員会

○周南流域下水道事業費の負担について、建設着手時の協定書の開示を光市に求めているが、未だ回答がない。このような状況で事業が行われていることについて、市議会はどう理解されているか。(室積・事前提案)

→負担金の支出については、「山口県から負担額の通知がありその承諾について決済を受けた後に支出している」との報告を委員会で確認しています。協定書については、「保存年限の関係で現存しないが、当時決済の後、支出を行ったものと考えている」という報告を、市議会の委員会で確認しています。なお、周南流域下水道事業の中核的施設である周南流域下水道浄化センターについては、平成26年10月に委員会視察を行い、事業の取り組みについて調査を行ったところです。

○中山川ダムの水利権の工業用水への変更について、山口県との間で事業負担割合等について協定書が締結されているか、市議会を確認されているのか。(室積・事前提案)

→協定書については、「調査が完了するなど一定の条件が整ってから交わしたいと考えている」との回答を市議会の委員会で確認しています。

○長寿高齢化対策について、議会として真剣に考えてほしい。(アンケート)

→光市地域包括ケアシステム構築に向けた基本的方向性や、光市高齢者保険福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定方針について、平成26年9月定例会で説明がありました。今後とも真剣に検討してまいります。

○10周年記念事業として行われているプレミアム付市内共通商品券事業補助事業については、議会としてどのように関与したのか。(東荷)

○合併10周年の商工会議所の記念事業の補助金について、市議会としてどうい
う議論をしたのか。商工会議所の加盟者が切磋琢磨するのなら分かるが、市
が1000万円公費を出すことについて議会はどのように判断したのか?(島田)

→平成26年3月議会において、委員会付託事件として審議し、賛成多数で可決
致しました。

○光総合病院移転新築整備基本計画は、議会の議決案件にして慎重審議をされ
ている。議会はこの計画について、市民との対話集会を開いてほしい。(島田・
事前提案)

→これまでも市主催の「市民対話集会」や市議会報告会等において説明をし
てきました。現在は「議案」として審議されておりますので、市議会として
対話集会を開く考えはありません。

○光総合病院移転新築整備基本計画について議会は150項目を超える質問をし
て慎重に審議しているとのことだが、市民に説明して頂きたい。(島田)

→移転新築の質問内容について市民に説明をとのことですが、これまでの論議
につきましては、市議会ホームページ上に委員会議事録として掲載しており
ますのでご覧下さい。

平成26年3月議会に上程された光総合病院移転新築整備基本計画は、平成26
年9月議会で承認されましたが、その際に環境福祉経済委員長より審議内容
について以下のとおり報告しておりますので、ご参照ください。

- ・医師確保と山口大学との連携
- ・交通アクセスの取り組み
- ・緩和ケア病棟の設置場所とスタッフ
- ・財政規模と事業計画、建設費高騰の影響
- ・発注方式と地元業者の活用
- ・光駅の整備を含めたまち全体のデザイン

○光総合病院移転新築整備基本計画について議論した時間はどのぐらいか。(島
田)

→委員会協議会、議員全員協議会、議会報告会等を含めると、回数にして18
回、時間にして30時間程度であります。なお視察については、山口赤十字病
院、下関市の安岡病院、山鹿市民医療センター、鹿児島市立病院、八女市
のみどりの杜病院、光総合病院等々へ行っております。

IV. 行政について・・担当委員会において回答を作成

IV-① 総務関係

○防災行政無線だけでは住民への周知は無理なのではないか。戸別に伝える方法、市民からの情報の汲み上げ方をもう少し検討してほしい。情報を伝達する手段として連合自治会をもっと活用するなど共助についてもっと検討してほしい。(三島)

→光市では防災対策として、防災情報のメール配信サービスや広報車による広報活動、防災広報ダイヤルなどを行っています。また、市議会としてもツイッター、フェイスブック、あるいはラインといったSNSを使った情報共有の提案も行っています。市民からの情報のくみ上げ方については、市議会として今後とも議論していきます。地域との共助活動については、市では自治会や自主防災組織などを対象に出前講座や防災訓練などを実施して地域と一体となった防災対策に努めています。

○防災行政無線について音楽や時報はよく聞こえるのだが、このたびの台風情報が、窓をしめていたらよく聞こえなかった。個別受信機は各家庭に設置できないのか。(室積)

→防災行政無線の音量については大・中・小と3種類があり、今回は大で放送したとのことです。放送内容がよくわからない場合には、市が実施している広報ダイヤル(72-1410)に電話して頂くか、防災情報のメール配信サービスを利用すると、放送したものと同じ内容が聞けるようになっています。戸別受信機は公民館や小中学校など100カ所に設置することになっていますが、各戸配置を行うには1世帯に約10万円程度コストがかかり難しいことから、さまざまな手法について、今後の研究課題といたします。

○防災行政無線の音が大きいの。驚いてしまう。毎日流す必要があるか。(牛島・事前提案)

→東日本大震災で避難された方々のアンケートでも、半数以上の方々が防災行政無線で情報を得たという結果が出ており、防災行政無線は災害時の情報伝達に大変有効であることが確認されています。災害時に迅速かつ確実に情報発信が出来るよう、日頃から設備の整備対応をして緊急時に備えなければならない点から、毎日、時報を流して点検していることをご理解ください。

○何の相談もなしに勝手に防災無線を設置して非常に迷惑。(アンケート)

→近年、各地で起こっている災害の被害などを考えますと、津波や洪水、高潮、土砂災害などの被害が想定される区域に住んでおられる方々に、いかに正確

な情報を素早く提供し安全な場所に避難してもらうことが重要です。防災行政無線はそのための効果的な設備であり、設置は全国的な流れでもあり、光市のこうした取り組みに対して市議会として賛同しておりますので、ご理解頂きたいと思います。

○指定緊急避難場所として、大和地区全域では大和公民館、大和スポーツセンター、大和総合公園が指定されている。自主避難場所は大和公民館となっており、その状況を見てその他の公民館を使用することとしている。大和公民館などより身近にある東荷公民館を自主避難場所として使用できるよう検討いただきたい。また、自主避難場所である大和公民館は市の職員が来なければ開館できないこととなっており、その運営渡等についても地域住民に周知をお願いしたい。(東荷)

→大和地区において、地震や洪水などの災害の発生などで危険を感じた時に一時的に避難する指定緊急避難場所は、大和公民館、大和スポーツセンター、大和総合公園とともに各小学校の体育館やグラウンドが指定されています。そして、避難勧告や避難指示が出た場合は屋内に避難する必要があり、避難所として小学校の体育館が指定されています。また、危険を感じて一時的に避難生活を送る場所が自主避難所であり、市の職員が開場し、広報車や防災行政無線などでお知らせし受付しております。家庭と同じ様なスペースで生活環境が整った大和公民館が、大和地区の自主避難所として指定されております。この運営については、年2回広報ひかりで紹介しております。

○避難所について、お寺も利用する方法を考える必要がある。(三島)

→避難所としては適当な場所と思われるところが多くありますが、公の指定避難所としては小学校の体育館があり、公の避難所としてお寺を指定することは難しいところです。しかし、自主防災組織や町内会などで話し合っ、一時的な避難所とすることは可能だと考えます。

○旧牛島小中学校のグラウンドのヘリポート予定地まで、患者を移送する手段がない。距離もあるので、対策を考えてほしい。(牛島)

→平成24年3月10日にドクターヘリ及び防災ヘリによる搬送訓練を行いました。搬送方法を検証した際に、身近で取り扱いに慣れているリヤカーや牛島診療所所有のリクライニング式車いすを使用する、ということになりました。ストレッチャーについては取り扱いが難しく、一般の方が使用すると転倒などの二次被害の危険性があることから、今後もリヤカーやリクライニング式車いすを使用することとし、あわせて島民の方への周知をお願いしたところです。

IV-② 企画関係

○平成 26 年度予算で経常収支比率が 106.5 パーセントと非常に高いが、大丈夫か。(塩田)

→経常収支比率は、市の財政の弾力性を示す指標です。毎年支出する人件費や扶助費、公債費などの経常経費を、市税、地方交付税などの一般財源で割った比率で、数値が低いほど自由に使える財源が多くなると言われており、70%程度が望ましいとされています。

ご指摘のとおり、平成 26 年度予算で経常収支比率が 100%を超えています。これは平成 25 年度に大幅な税収入があったことから、平成 26 年度に地方交付税が減り、結果的に一般財源が減ったためのものであります。数値上はご指摘のとおり高い数値ですが、運営上は平成 26 年度の交付税減を見込み、25 年度の税収増加分を基金に積み上げ、今年度に充当しているとの報告を受けています。

○光総合病院の建替の他、学校給食センター・室積コミュニティセンターなど建て替えるようだが、これで終わりなのか。市役所はどうするのか。(島田)

○市民病院の次に市役所の建て替えは視野に入っているか。(島田)

○公共施設は同じ時期に建設されたので、建て替えの次期にきているという考えでよいか。(島田)

→市役所は昭和 43 年の建設で 50 年近く経過しています。昨年に耐震二次診断が実施され、耐震性に問題あることが判明しました。また、市役所をはじめ多くの公共施設が一斉に更新時期を迎える事から議会の指摘により、「公共施設白書」を策定いたしました。今後はこの白書を基に、これからの公共施設のあり方を検討してまいります。

○市町村合併は無駄を省いて効率化することが本来の目的である。本当に効率化になっているのか。検証してみる必要があると思うがいかががお考えか。アンケートをとってみてはどうか。(島田)

→合併の目的と効果については「異なる自治体資産の活用による新たなまちづくりの展開」「住民サービスの向上」「行財政の効率化」の 3 点とされております。

効率化のみを目的としているわけではありませんが、行財政の効率化の部分で申しますと、市長・副市長・会計管理者の 3 役については 6 人から 3 人に、議員については合併前の 32 人から現在は 18 人に、職員数は合併時 462 人から 386 人(病院・水道を除く)に減少しており、大きな人件費削減となっています。

また公共施設の統廃合などに向けても、現在公共施設マネジメント白書の作

成を終え、効率化に向けた一定の進捗が図られているところです。これらの検証については、総合計画の策定時に行っております。アンケートについても毎年実施の市民アンケートの中で行っているところです。

○10年、20年先を見据えたまちづくりの構想を持っているのか。人口減少をストップさせる方法はないのか。(三島)

○人口減少をいかに防ぐか、若者の定着策の推進などを十分に検討いただきたい。(東荷)

→光市は基本構想に基づき、10年間を展望した総合計画(前期・後期)を着実に進めています。その中で人口減少を踏まえ、特に年少人口の減少率の半減を掲げていますが、歯止めをかけるに至っていません。今後も国の動向を注視しながら、制度設計の課題や光市だけでなく周辺自治体との協議も視野に入れる必要があります。

○塩田公民館は地域活動の中心となっており、利用者も多い。しかし、塩田・東荷公民館とも農協の建物と一体となっており、不便を感じている。建て替え計画はあるのか。(塩田)

→塩田公民館や東荷公民館の現状は理解しておりますが、今後の公共施設マネジメントの中で、協議されていくと考えます。

○伊保木地区は市街化調整地区でもあり、いろいろと規制がある。そうした中で空き家が増えており、これらを利用して活性化を図ることはできないか。(室積)

→市街化調整区域内では空き家の利用には規制がありますが、引き続き検討するよう要請してまいります。

○室積には立派な空き家がたくさんある。周防大島町では、町と業者が一体となって空き家の情報発信を行い移住希望者に貸し出し人口が増えている。光でもインターネットを使って情報発信できないか。(室積)

→空き家バンクの開設については、市議会の一般質問でこれまでに何度も取り上げてきました。今後も引き続き検討します。

IV-③ 市民関係

○国民健康保険への法定外繰入金制度について、周南市は本年度から導入を決定した。これからも少子高齢化は避けられないので、法定外繰入を検討してほしい。厚生労働省は広域化を検討しているが、それは将来のこと。(島田)

→現在、市議会の中で法定外繰入を行うべきとの考え方もあります。また、県内において法定外繰入を実施している自治体もあります。光市においては、現在の所一般財源を国民健康保険に投入する事は税の公平性の観点より、慎重に取り扱うべきと判断しています。

○空き家の適正管理に関する条例が施行されたと聞いた。自分の家の隣も空き家で、壊れかけた家屋が敷地内へ侵入してきて困っている。どうすれば良いか、教えてほしい。(牛島)

→空家の適正管理に関する条例が今年度制定され、平成26年7月から施行されています。まずは窓口である生活安全課にご相談をお願いいたします。

○公民館に設置されているAEDの運用管理規定はあるのか。伊保木公民館では、鍵がかかっており、緊急時には使えないのではないかとと思う。対応をお願いしたい。(室積)

→運用規定はありませんが、公民館での行事等活用中を想定した運用を想定し、AEDを設置しています。想定外の緊急時におけるの活用は、公民館長会議等踏まえ、検討していきます。

○地域で話し合い、意見を出し進めていくには、やはり限界があると思います。周南市では「夢プラン」という制度があると聞きます。光市でもこういった地域の問題は地域が考える為に、使える制度があればと思いますが、いかがでしょうか。(アンケート)

→「夢プラン」は県が推進する中山間地域対策で、光市では大和地域と牛島で適用され、地域の将来計画の作成時や計画実施の際に、県から専門家の派遣や集落維持対策への事業費補助などの支援制度です。制度を受ける担当窓口は、政策企画部ですので一度ご相談ください。

○県道光・玖珂線の島田駅、三島橋出口に信号の設置を。(三島)

→信号の設置要望に関しては、生活安全課と光警察署で協議しましたが、信号の設置場所と歩行者の待機場所が確保出来ないとの理由で、設置は不可能との事です。ご指摘付近の県道は道幅が狭く交通量も多いため、歩行者にとって危険な場所と十分認識していることから、引き続き道路拡幅の早期実現に向け要求をしていきます。

IV-④ 教育関係

- 東荷小学校の児童数は16人。競争心や社会性を身に付けることができるかが心配。スクールバスを走らせれば、大和地区の4校を統合することも可能だと思う。子供たちの将来を考えてほしい。(東荷・事前提案)
- 東荷小学校と塩田小学校は生徒が減少している。文部科学省は適正規模以下の小学校は統廃合を進めていく。12～18学級が適正規模。東荷と塩田は子どもがかわいそう。スクールバスがあれば親も安心できると思うが、考えを聞きたい。(島田)
- 少子高齢化の進展に伴い東荷小学校の在り方が、大きな関心事となっている。子供たち自身が不安感を覚える中で、存続に向けての考えをまとめている。また、大人、地域としても存続を強く希望したい。(東荷)
- 小中学校の生徒の減少が問題になっているが、学校規模の大小には一長一短があること、学校は地域の文化センターとして地域活動の拠点となっていること、主人公は子供であることを頭に入れて検討していただきたい。(東荷)
- 地域にとっての学校、地域住民の想いをしっかり考えてほしい。(アンケート)

→小学校の統合に関しては、現在、市の教育開発研究所において、これからの少子化が進む中で教育環境の充実や教育力の維持・向上の観点などから「今後のあるべき学校象」や「新しい学校づくり」について、先進地視察など具体的な調査研究を進めている所で、平成26年度中には一定の方針が示される予定です。

学校は教育施設のみならず、地域住民にとってのコミュニティの場でもあり、市議会としてもあくまで子供たちや地域の立場に立って今後、この課題に取り組めます。

- 日本を背負い世界と勝負できる子どもの育成について、何か構想はあるか。(三島)

→光市の学校教育では、生きる力を育む子供の育成を目指しております。具体的には、幼保・小・中学校の連携を密にし、15歳までを見通した具体的な取り組みなどを実施しています。特に英語力には重点を置いており、コミュニケーション能力の向上と共に、英語が話せる生徒を育て、何事にもチャレンジする意欲ある子供の成長を目指しております。

- 伊藤公の生誕 150 周年の功績を振り返ってみると、慶応 4 年に 27 歳で兵庫県知事に就任にしている。その神戸での治績はめざましいものがあり、それらの実績を光の街づくりの参考にさせていただきたい。(東荷)
- 神戸市の大倉山にあった伊藤公の銅像が戦時中に撤去され、いまでは台座のみが残っている。その銅像の再建または光市への建設キャンペーンなどの実施についても検討いただきたい。(東荷)

→伊藤公は多くの功績を残されており、生誕の地として、こうした伊藤公の遺徳を継承するため、伊藤公資料館においては、昨年度から未来を担う子ども達の入館料を無料にし、定期的な企画展やイベントを実施しています。また、夏休みを利用した子ども歴史講座の開催など、伊藤公遺徳の継承による人づくりに力をいれております。神戸市にある伊藤公の台座は、初代兵庫県知事を努めた伊藤公と親交のあった個人が建立され、その後、金属供出となり現在は台座のみとなっています。伊藤公の銅像は、伊藤公記念公園内に既に数点建立されており、こうしたことから、神戸市の銅像の再建などに関与する事は難しいと考えます。

- 10 周年事業の一環として伊藤公に続け！！ひかり“夢大使”事業がイギリスで実施されていることは良いことだと考える。しかし、その内容については 3 年前に提案した内容が採用されており、発案者に対する何らかの配慮が必要ではないか。(東荷)

→光市総合計画では、基本目標Ⅱの重点目標 4 に「国際性豊かな人づくりや市民主体の国際交流の活性化等」を基本方針として示しており、ひかり夢大使の根底にはこのような考え方があります。これらの考え方に加えて、伊藤博文公の功績に因む事業の展開については、様々な方からご意見を伺っており、夢大使事業については、それらの御意見を踏まえながら、事業のプランを練ったものです。

- 光市にはアウトドアのスポーツ施設がない。野球の県の大会の引き受けも難しい。大和運動公園 A コートにベンチとピッチャーマウンドの整備があれば、少年野球の正式な球場として使える。検討をお願いしたい。(島田)

→公式野球場は近隣では周南市に 2 面、柳井市に 1 面ありますが、光市にはありません。光市で県大会引き受け時には企業の球場や高校の球場を借りていますが、土曜、日曜はグラウンドの予約が難しく関係者が苦勞していることは承知しております。ご指摘のように、よく整備された大和総合運動公園 A コートを多目的グラウンドとして配慮しながら若干改良すれば、最少の予算で公式少年野球場となる可能性があります。

○光市には野球場・陸上競技場・50mプールもない。光市民憲章にはいろいろ書いてあるが、そうになっていない。真剣に検討してほしい。(島田)

○運動施設の充実、早急に対応すべき提案する。(アンケート)

→ご要望の野球場、プールについては、これまでも市議会をはじめ幾度となく要望があり永年の懸案事項です。設置場所や財源事情などの課題があり具現化していませんが、市議会としてもスポーツ振興をはかるため、引き続き努力していきたいと思います。市の体育施設については、維持管理をはかりながら利用者の安全かつ快適な利用に努めておりますが、引き続き努力していきたいと考えます。

IV-⑤ 環境関係

○トイレの汲み取りの業者の従業員が、勤務中に煙草を吸ったりして勤務態度が悪い。どうにかならないか。(牛島・事前提案)

→牛島の汲み取り業者は市の許可業者ですが、法律や条例による許可違反行為でないことから、市に直接の指導権限はありません。なお、業者に対し、社員教育を徹底し、誤解のないように注意を払うようお願いしています。

○牛島で合併浄化槽を設置したいが、市や業者から良い返事がない。何とかならないか。(牛島)

→現在、牛島には浄化槽の設置は1基もありませんが、浄化槽を設置できない法的根拠はありません。浄化槽の設置届は山口県が受理するものであることから山口県に確認しましたが、浄化槽の維持管理が適切にできるのであれば設置届は受理する、とのことでした。

○周南下水道事業について昭和52年に建設費の2分の1は当時1市4町で負担するとなっているが、協定書もないのにどうして実施できるのか。(室積・事前提案)

→周南流域下水道事業の建設費の負担割合につきましては、山口県との協議により、国の補助金を除いた1/2ずつを山口県と1市4町が負担しておりますが、市民の方々に対しても、当時市の広報を配布する際、負担割合を明記した説明文を各家庭に配布し、理解を求めています。

なお負担金の支出については山口県から負担額の通知があり、その承諾について決裁を受けた後、支出しています。

保存年限の関係で書類が見受けられませんが、当時も同様に決済の後、支出を行っているものと考えています。

○昭和60年に下水道処理場の運転が開始された時は協定書があり、下水道料金が黒字になったら下水道料金で回収するのだという話があったが、これについても決裁書がなく、だれが決めたのか。(室積・事前提案)

→供用開始される昭和60年に、山口県と当時の1市4町が協定書を取り交わしております。その当時の決裁文書の所在は不明ですが、協定書の写は存在していますので、決裁を受けた後、協定書の締結をしているものと判断しています。

IV-⑥ 福祉保健関係

○室積地区の遊休地に、老人ホームの建設予定であろう立て看板が立っている。市の立場からの、考え方をお尋ねしたい。(室積・事前提案)

→特別養護老人ホームは、日常生活に常時介護を要し在宅で介護を受けることができない人が入所する施設で、光市では市内に4つの生活圏域(室積・光井地区、浅江地区、島田・上島田・三井・周防地区、大和地域)を設定し、圏域バランスを考え整備を図ってきました。

室積の旧沖田アパート跡地については、室積地区で特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人が現施設の移転予定地として土地を取得されたようで、市としてはそれぞれの生活圏域内において特別養護老人ホームを維持していくことが望ましいと考えます。

○大和地区の敬老会について、今年バスの運行代が事前連絡なしにいきなりカットされたが、こういうことは事前に調整しないのか。(塩田)

→敬老会行事については、各地区社会福祉協議会の主催により毎年開催されていますが、大和地区については、合併時の経緯により送迎に係るバス借上げ料について別途対応してきました。

しかしながら、他地区においても各地区の実情に応じ送迎用車両を手配しているといった実態もあり、他地区との取り扱いの均衡を図るため、バス借上げ料の廃止について、平成23年度から大和地区社会福祉協議会と協議を行ってきたところです。

○東荷地区においては認知症患者が増加しており、民生委員の業務が増大している。この民生委員の負担について何らかの軽減策をお願いしたい。(東荷)

→認知症をはじめ独居老人等の見守り等は、民生委員さんを中心に福祉委員や老人クラブのご協力により行われており、高齢者の増加により業務が増大しています。このたび、日本郵便、中国電力、新聞販売店、LPガス協会、山口合同ガス、生活協同組合の6者と協定を結び、見守りの強化を図ったところで、引き続き民生委員さんにはご協力をお願いしますが、多くの目で見守ることが可能となりました。

○大和地区に公設民営化の診療所をつくり整形外科などを設置、また大和総合病院の手術室の使用などパートナー契約をしたら良いと思うがどうか。(塩田)

→現在、ご質問の件については検討しておりませんが、大和総合病院で休診となっている泌尿器科・眼科の診療科を対象に、大和地域への民間診療所誘致に向けて検討しています。

○ゆーぱーく光について、より多くの方に利用していただくためにマイクロバスを走らせたかどうか。(室積)

→運営につきましては、指定管理者の責任において行うものであり、こういったご提言も指定管理者と共有し、費用対効果も含め検討課題とさせていただきます。

IV-⑦ 建設関係

○市道岩狩線の上島田側について通学路の安全確保のため早急な拡幅をお願いしたい。(三島)

→上島田側の岩狩線整備は、相当の事業費を要することが予想され、財源の確保が重要となります。また、県道光玖珂線交差点との整合など県等関係機関との協議・調整が必要です。このため、当面、早期の事業化は難しいと考えます。

○県道8号線、浅江のイオン前の道路を高架にする計画があるが、踏切を広げたり歩道の拡幅がなぜできないのか？ 土地はあるはず。(島田)

→この区間は都市計画道路川園線であり、鉄道との交差点部については、「自動車交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合や、やむを得ない場合などを除き、道路と鉄道は立体交差でなければならない」という原則により、都市計画決定時から立体交差することとされています。

また、本区間は、近年、商業施設等の立地により交通量が増加しており、時間帯によっては一時的な渋滞が発生していることから、立体交差化による道路整備が望ましいと考えています。今後も早期整備に向けて、県に要望していきます。

○県道光～日積線の大和中学校の通学路の拡幅工事はどうなっているか。(塩田)

→山口県において、順次拡幅改良を実施しています。早期整備に向けて山口県に働きかけていきます。

○野尻～岩田の県道（伊藤公記念から岩田に抜ける川沿い）については、S字カーブで道幅が狭く、冬は凍結し、夏には草刈りが必要となるが、車の通行があり危険である。このS字カーブ道路の整備をお願いしたい。(束荷)

→県道束荷一ノ瀬線の整備については、これまでも山口県へ要望していますが、実施に至っていません。今後も引き続き、道路の拡幅改良を要望していきます。

○野尻～立野に抜ける坂道は学生の使用頻度が高いが、歩道が無いことから非常に危険である。一方、坂道を通らず踏切を通行する道路は非常に狭い。この道路を整備拡張することで立野や島田に通じる便利な道路が確保できるのではないかと考えるがいかがか。(束荷)

→県道光上関線の整備については、これまでも山口県へ要望していますが、実施に至っていません。今後も引き続き道路の拡幅改良を要望してまいります。また市道については、限られた財源の中で、交通量が多い路線あるいは緊急度の高い道路など優先度を判断しながら、計画的かつ効果的な事業実施に努めているところです。このため、現時点で早期の事業実施は困難な状況です。

○岩田駅前、島田駅前の交差点の拡大化をお願いしたい。(アンケート)

→岩田駅前については、県と市が協働して策定した「コンパクトなまちづくりモデル事業」の「まちづくり構想等」において、県道光日積線や岩田駅停車場線などについて、歩行者や自転車、自動車が、安全で快適に移動できるよう整備を進めることが示されました。このまちづくり構想にあわせて、平成26年5月、山口県に対して県道の早期整備を要望しましたが、今後も事業が早期に実施されるよう、引き続き、要望を重ねてまいります。また、島田駅前については、県道光玖珂線の整備事業に併せて検討されるものと考えます。

○国道の電線地中化工事の予算について、沖縄などの台風がよく来る地域を優先的に地中化したら良かったと思うが。(アンケート)

→国の事業であることから、回答は控えさせていただきます。

○島田川に繁茂する竹を伐採し桜の木を植えれば、下松の切戸川のように桜の名所になるのではないか。(三島)

→河川管理者である山口県によると、治水上、堤防の法面には植栽はできないとのことでした。

○上島田はハザードマップで危険地帯に入っている。排水対策もきちんとすべきだと思うがいかがか。(三島)

→側溝整備等の排水対策については、市内全域において、緊急性など優先度を判断しながら、順次、整備に努めます。

○室積新開の交差点の排水路の溝蓋が固定されているが、蓄積した土砂の処理はどのようにされているのか。現在、排水路としての機能を果たしているのか。大雨等が増え、浸水が危ぶまれている。早急に整備をお願いしたい。(室積・事前提案)

→現地の確認を行い、平成 26 年 8 月に、国道 188 号から室積海岸までの暗渠部分の清掃を実施しました。

○岩田駅前周辺土地整備計画について、予算の 950 万円は調査費か。(塩田)

→大和複合型施設等基本計画・基本設計委託料の 650 万円と、複合施設等へのアクセス道路整備にかかる調査設計委託料の 300 万円を合わせた 950 万円です。

○冠山総合公園東側に、野球場そして市民のための広場を確保できないか。市民の声や近隣の市町を参考にしてほしい。(室積・事前提案)

→光市の「冠山総合運動公園」東側の山林等は、光市の所有地のほか、民有地や県所有地である「青年の家」の跡地等があり、用地の購入や施設の建設などに対し多額の費用が必要となることから、野球場の建設や広場の整備は困難と考えます。

山口県内の代表的な野球専用グラウンドは、山口市、宇部市、下関市、周南市等にありますが、県内には、野球専用だけでなく野球以外の様々なスポーツにも利用できる多目的グラウンドも多く存在します。

本市においても、「光スポーツ公園」や「大和総合運動公園」をはじめ、「わかば公園」や「島田運動公園」、「上島田運動公園」など、市民の皆さんが目的に応じてスポーツができる公園があります。さらに、四季を通じて花木が楽しめる「冠山総合公園」では、市民の皆さんが遊び、憩うことのできる場所もありますので、これらの施設をご利用いただけたらと考えています。

IV-⑧ 経済関係

○若者の定住のため、企業誘致を真剣に取り組んで欲しい。そしてそれを推進する部署を新設してほしい。(三島)

○光市全体の高齢化が進んでいる。大手企業の企業を呼んでくる、団地をつくる、などお願いします。(アンケート)

→市内に多くの企業が進出することにより、税収の増加はもとより、雇用の創出による定住促進への寄与や人口増加につながり、また、産業集積による土地の有効活用、都市機能の整理など、将来に亘ってまちに活力をもたらすことが期待されます。

光市においては昭和 62 年に周防工業団地 A 地区、引き続き平成 3 年に B 地区及び大和工業団地、そして、平成 6 年に山口県と共にひかりソフトパークを開発するなど、積極的に企業誘致を進めて参りました。

現在、県内には多くの企業団地が整備され、県と地元自治体とが連携して企業誘致に取り組んでいますが、未分譲地の解消が図られない状況にあることか

ら、新たな市内の企業団地の整備については国内経済の動向や企業の設備投資意欲などを十分に調査・研究を行い、慎重に対応したいと考えています。職員体制の強化については、現状、新たな専門部署を設置することは困難と考えておりますが、限られた職員体制の中で、山口県の企業立地推進室、東京・大阪両企業誘致センター等と連携を図り、引き続き企業誘致活動を展開していきたいと考えます。

○ぐるりんバスについて、乗客が4, 5人しかいないのに45人から50人乗りのバスを使用している。大型のバスの必要性があるのか。(三島)

→ひかりぐるりんバスは、2台の中型車両を所有し、座席数は31席(定員53人)となっております。バス事業者による車両の更新時には現状に応じた車両の検討を含め、より効率的な事業運営を求めたいと考えます。

○JRバスの光駅の最終便は7時台だが、9時になるとバスがない。この件は市議会でも質問されているが、はっきりいって遅い。執行部も同様、今からやりますでは遅い。今後どう取り組むのか?(島田)

→本件につきましては、具体的な市の対応策をお示しすることができておりません。午後8時台以降は防長バスの柳井駅行き午後9時8分のみとなっております。バス事業者におきましても、様々な検討や試算が行われていると聞いておりますが、具体的な内容については現在のところ示されておりません。

○大和では巡回バスを走らせているがそれを光井から室積まで延長して病院やスーパーマーケットまでいけるようにすることはできないか。それが不可能ならば、室積の空き店舗もあるので行政の力で生鮮食料品の店を室積中心部に誘致できないか。(室積)

→市営バスの室積地区への延長は重複路線になることや、市営バスの運行形態から、現状ではなかなか難しいと考えます。光井から室積までの区間は、国道188号に沿ってJRバスと防長バスの2社が運行を行っておりますので、更なる利用促進をお願いしたいと考えます。
空き店舗への商店の誘致につきまして、室積地区では複数あった生鮮食品を扱うスーパーが閉店し、その後、一部の地域(四丁目、五丁目)において、野菜を中心に営業を行う事業者がおられました。現在のところ営業を続けているところはなく、新たな出店を期待しているところです。

○冠山総合公園・冠梅園と冠天満宮をうまく活用できないか。(室積・事前提案)

→例年2月中旬から3月上旬の『梅まつり』においては、冠天満宮の関係者にも梅まつり運営協議会に参加いただき、公園を管理する関係部署とも連携し、引き続き魅力あるイベントの開催に努めます。

○漁港の街灯が切れている。直してもらえないか。(牛島)

→漁港内の街灯については、市が管理しているものと漁協管理のものがあります。市が管理すべきものは、漁船を含む船舶の航行の安全確保のため、連絡等を受けた後、出来るだけ早く取替や修繕等で対応しています。

○タクシーが室積港の船着き場の浮き桟橋まで乗り入れてくれない。病院に行くとき等、大変なので、乗り入れていただきたい。(牛島)

→浮き桟橋の目的は、干満の大きい内海にあって漁業者が漁獲したものを陸揚げしやすいようにすることで整備した施設です。また、西側の物揚げ場は元々、牛島への離島航路のためのうしま丸が接岸していたことから、この目的を継続し浮き桟橋においても漁協の了解のもと同様にしております。漁船の係船や陸揚げ作業等やうしま丸の乗降客の安全確保のためには、一般のうしま丸利用客の方のタクシー等での乗り入れはできません。ただし、うしま丸への物資の搬入のための宅配業者や、郵便局等の車両についての乗り入れや、乗客の方が身体的に歩行が困難な状況などもあるため、このような場合は止むを得ないものと考えます。

○室積港の簡易待合所（トイレ）の設置を40年前からお願いしているが、完成はまだなのか。一日も早い設置をお願いしたい。(牛島)

→室積港における「うしま丸」の待合所及びトイレの設置につきましては、光漁港広域漁港整備事業による山口県漁協光支店の建替え移転に併せた整備を検討してまいりましたが、実現に至っておりません。現在、定期船の発着場になるべく近く、乗船客にとって利用しやすい場所への設置に向けて再検討を行っているところです。

○朝市の建て屋を建設できないか。老人の生きがい促進のためにも。(室積・事前提案)

→本市では、「里の厨」を「光市農業振興拠点施設」とし整備しており、市内全域から野菜等の集荷事業も行い、農業生産の拡大と生産意欲の増大や農業所得の向上等に取り組んでおります。限られた財源を有効に活用するため、選択と集中の観点から現状で朝市への支援は難しいものと考えます。また、高齢者の生きがい対策のための支援としては、農業政策としては困難と考えます。

○光市の有害鳥獣対策について、東荷地区では、特にイノシシやサルなどの被害が年々増加し苦慮している。今後、市としてどのような方向で駆除していくのか伺いたい。(塩田)

→光市の有害鳥獣対策は、捕獲による駆除と農作地の防護の両面で取り組んでおります。東荷地区だけのデータはございませんが、旧大和町地区での平成23年度から25年度まででは、農林産物の被害額やイノシシ・サルの被害報告件数はいずれも少しずつではありますが、減少傾向となっております。今後の対応ですが、引き続き、捕獲については捕獲隊及び自衛わな免許取得者の協力のもと箱わなやくくりわな等で捕獲を実施し、防護については農家の方々に対し設置した施設等への補助を行って参ります。また、捕獲隊を含む猟友会会員の高齢化の課題もありますことから、このあたりは、関係者との協議を重ねて検討していくとともに、新規狩猟免許の取得者に対する助成も継続していきたいと考えます。

○イノシシもそうだが、現在サルが増えて困っている。サル被害対策についても取り組んでいただきたい。(塩田)

→サル被害は特に群れによる被害等が旧大和町で多くあり、またはぐれザルも市内全体におり、サル用箱わなも9基を捕獲隊に貸し出し捕獲に努めておりますが、正直なところ対策に苦慮しているのが実態です。サルは頭も良く群れで行動することから捕獲隊により箱わなの設置や銃により行っておりますが、なかなか捕獲数は増えず、平成25年度も大和地区の銃による3頭の捕獲に留まっています。現在、捕獲以外では農作物の防護による対策と市職員によるソフトエアガンなどによる追い払いを中心に行っており、今後もより効果的な対策を行うため、地元住民の皆様とも協議し検討します。

○イノシシの捕獲にあたっては、捕獲隊に対しては捕獲奨励金の交付や資材等の補助が行われている。農地耕作者については、わなで捕獲したイノシシの止め刺しを捕獲隊に依頼した場合に経費助成が行われる。近隣市においては、イノシシの捕獲補助については光市の捕獲隊のように特定された組織以外の場合も支給されており、光市においても是非、検討いただきたい。(東荷)

→捕獲奨励金や捕獲隊の組織については、各市町の実情等により一律ではありませんが、山口県東部広域関係の5市5町では、ほとんどの自治体が光市と同様に捕獲隊への奨励金を支払う方式です。特定された組織以外の場合の支給とは、柳井市の猟友会で准組合員制度を設け、一定のルールのもとに鳥獣対策を行っている事例ではないかと存じます。いずれにしても、補助制度は手段であって目的は有害鳥獣被害の減少にあることから、引き続きより安全で効果的な対策を研究したいと考えます。

○鳥獣被害対策について、市に要請したところ捕獲隊にまかせているとのことであった。しかし、現在光市で64名の方が狩猟免許を持っておられるとのことだが、その全員が捕獲隊に入って活動していただければモチベーションも上がり、また被害も減るのではないか。例えば、他の市の猟友会の会員の人が塩田でも捕獲できるように垣根を除いて欲しい。(塩田)

→現在、光市の狩猟免許所得者は平成26年9月現在で、わな猟が72名、第1種銃猟が34名、第2種銃猟が2名、網猟が2名となっており、わな猟の平成26年度の免許取得者が8名あったため、64名は昨年のわな猟の免許取得者数ではないかと思えます。

捕獲隊員数を増やすというのも一つの方法かと考えますが、光市の場合は、現在、地域別に知識と経験が豊富な捕獲隊にお願いをしている状況で、市職員も箱わなの移動など協力できることは連携して行っています。

今後は、捕獲隊や猟友会会員の高齢化による編成が難しいことも予測されますことから、猟友会及び各捕獲隊等の関係者の皆様とこういった問題も協議を進めていきます。

また鳥獣被害は行政の区域を越えて発生しますことから、平成24年度から、周南市から岩国市までの5市5町で構成された山口県東部鳥獣被害広域対策協議会において、市町連携の事業等にも取り組んでいます。

他の市町の猟友会会員が市内で捕獲ができるかの質問ですが、この広域対策の中の関係市町が連携して取り組むことは可能ですが、区域を越して猟友会の会員が捕獲にあたることは、許可の関係から現状では困難と考えております。

○サル・イノシシ等について対策を考え協議してほしいと思えます。荒らされるので農業をやめた人もおられます。年金・給与等があれば良いのですが、農業だけの人は収入がありません。(アンケート)

→農業をされる方々には、大変な苦勞があることは理解しており、市としてどのような対策が有効であるか、引き続き研究をしていきます。しかし、有害鳥獣をすべて捕獲することもできませんので、農家の皆様には捕獲対策と並行して、防護対策により被害の低減に取り組んでいただきたいと考えており、市としても引き続き対策支援に努めます。

○東荷幼稚園の園庭のミニトマトをサルが食べたそうです。鳥獣害対策は早めに！！お願いします。(アンケート)

→近年、市街地へのイノシシ・サルの出没が増加傾向にあることから、イノシシやサルなどの野生動物が山から出ない対策も重要と考えます。そのため、こうした動物の食べ物となる広葉樹の植栽や地域の方々と連携した山の適切な管理などの取組みを進めていきます。

なお、市では捕獲対策に引き続き努力して参りますが、イノシシやサルが出没した場合には、直ちに市までご連絡をいただきますようお願いします。

○三井の龍珠院に通じる農道について拡幅をお願いしたい。拡幅できなければ待避所（3ヶ所）の設置をお願いしたい。(三島・事前提案)

→農道拡幅には多額の事業費が必要であり、市単独費での事業化は困難であるため、国・県の補助事業を活用し、農業生産性の向上や営農労力の軽減を図ることを目的に整備しています。

農道「入線」については、隣接する農地も少なく、利用者の大半がお寺の関係者となっている状況などから、補助事業での整備は困難です。こうした状況では、農道拡幅整備は当面、難しい状況です。

なお待避所の整備は、地形的条件の制約や土地所有者の承諾等の課題はありますが、通行車両の安全確保と利便性の向上が図れることから、調査・研究を行ってみたいと考えます。

○農道岩東線は道幅が狭いうえに歩道がなく、夏には草が生えて危険であり、岩田駅と東荷を結ぶこの道路の整備をお願いしたい。(東荷)

→大和農免農道は、農産物の輸送時間の短縮、農業生産者の生産コストの低減、救急・消防など、暮らしの安全性向上を目的として、昭和55年に供用開始をしており、車道幅員5.5mの2車線道路であります。農道整備の目的からすれば現状が妥当な幅員と認識しており、歩道につきましても農道整備の目的などから設置しない方針で運用しております。

なお、通行の支障となる草などは年に2回草刈りを行い、安全確保を図っております。

しかし、当該農道は供用開始から34年が経過し、全線にわたり舗装の老朽化が著しく、今後の農道整備につきましては、アスファルト舗装の打ち替え等を検討していきます。

IV-⑨ 水道関係

- 中山川ダムの水利権を活用した工業用水利用について、所管はどこになるのか。事業の設備費は山口県が支払うことになっているが、どういうところで担保されているのか。どの部署で協定書はかわされたのか。(室積・事前提案)
- 工業用水の送水事業は調査が始まっているのに協定書がない現状だが、明確にすべきではないか。中山川ダムの建設費はすでに支払っているのだから、その回収方法をこの事業の中で考える時期ではなかろうか。(室積)

→工業用水の送水に関しては、水道事業資産の下林取水場を活用して取水することから、水道局が施設構築や水運用などの所管となります。なお、市が所有する水利権を活用することから、事業推進のための調整や協議などの部分は政策企画部の所管となります。

平成 25 年 9 月議会において、本市が有する中山川ダム貯留権の工業用水への転用について、具体的な作業を進めることの報告がありました。その後、山口県企業局、光市及び光市水道局の三者で協議を行っております。

現状は、島田川における表流水の調査をはじめ、送水ルートの検討調査を県・市双方で行っています。協定書等につきましては、調査が完了するなど、一定の条件が整ってから交わしたいと考えています。なお、調査等に係る費用及び今後発生する本事業に係る費用を、山口県企業局が負担することについては、覚書を交換しています。

IV-⑩ 病院関係

- 光総合病院の移転新築について開業予定はいつか。場所選定について、計画地以外にないのか。(塩田)

→開業は平成 31 年度までを目途としています。

場所選定にあたっては、山地、田畑等の造成による取得等も含め検討を行ったが、必要土地面積約 30,000 m²を有する更地で取得可能な適地が他にないことから、ひかりソフトパークを候補地として選定しました。

- 光総合病院の移転新築整備事業費の 80 億円について、物資等が高騰しているのでは増えると思うが、想定しているのか。(塩田)

→計画では建築の概算単価を m² 30 万円で設定していますが、昨年来、労務単価や資材が高騰しており、最近の公立病院建設単価を見ると m² 40 万円前後になっていることから実際の建設費は増加すると考えています。そのため、施設の概要や建設費については、基本設計等を行った後に改めてお示ししたいと考えます。

○光総合病院移転新築整備基本計画は総額 100 億円を超えるので、十分な審議時間をとるべき。最初の予算説明では 80 億だった。市民の意見を聞いてみてはどうか？ シンポジウムを開催してはどうか。(島田・事前提案)

→80 億円は事業費概算であり、100 億円を超える (108 億円) とあるのは、病院会計と一般会計の起債 (77.6 億円) の元利償還金見込み額です。

計画の審議については、平成 26 年 3 月議会に上程し、これまでに多くの審議を行ってきたと認識しています。

シンポジウムの開催要望については、光総合病院の移転新築は 2 病院の再編、機能分化の具現化策の 1 つであると考えており、これまでも有識者からなる諮問委員会、市民対話集会、再編計画説明会などを開催してきました。また昨年の市民対話集会において、市長自ら光総合病院の移転新築を表明した理由等の説明を行っていることから、現時点では移転新築のシンポジウム等の開催は考えていません。

○光総合病院移転新築整備基本計画を聞いたときに、海岸沿いなので南海トラフ沖地震津波対策のためではないかと思ったが、移転理由に津波対策が記載されていないのはなぜか。(島田)

→病院移転新築の主な理由は、津波対策のためではなく、現在の施設では急性期医療を充実・継続していくことが老朽化と狭隘化により困難であるためです。しかし、移転に際しては、防災上の観点も立地場所選定の要件としています。

○大和病院に 10 年間で 30 億円以上つぎ込んでいる、年間 3 億円以上つぎ込んで黒字、それはどう理解すればよいのか。シャトルバスも 400 万円かかっている。市民病院の患者の何%が利用しているのか、検証が必要である。(島田)

→市からの繰入金 3 億円は、赤字補てんのためのものではありません。地方公営企業法に基づき、総務省繰出基準通知に沿った繰入が投入されています。

なお、この繰入金の一部に国から交付税が措置されています。

シャトルバスについては、光、大和病院の機能分化に伴い、両病院間の連携強化による一体感、地域医療に対する安心感の醸成を図ることを目的としています。バスの利用は患者に限らず、付添いやお見舞に行かれる方も対象としており、総利用者数は把握していますが、患者数については把握してないので、患者の割合に占めるバス利用者の割合は不明です。

なお利用者数は、平成 25 年度の年間利用者数 5,894 人、1 日平均 24.3 人となっています。また、現在市から借用した 29 人乗りのマイクロバスで運行していますが、老朽化のため今年度更新する予定です。更新にあたっては、現状の利用者数を踏まえ、現在のマイクロバスより小型で、14 人乗りのマイクロバスに変更し、燃料や維持費の節減に努めます。